

# 後期高齢者医療制度に関する要望書



高齢者を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、医療技術の進歩に伴う長寿命化、社会保障費の増加等によって、大きく変化している。このような中、後期高齢者医療制度の持続性を確保しつつ、保健事業等を通して、高齢者の健康寿命を延伸するためには、更なる検討・改善を行う必要がある。

このため、国において、以下の事項を積極的に対応、実現されるよう要望する。

1 後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合は、主に市町村からの派遣職員で構成されているため、専門的な人材育成をしにくい現状にある。安定運営の持続と更なる発展のため、国保改革の実施状況を踏まえ、国から中期的に検討すると回答された運営体制については、より具体的な方向性を早期に示すこと。

また、広域連合へ職員を派遣する市町村に対して、定数上の措置等の派遣しやすい環境を整備するとともに、広域連合が採用する職員についても、国において財政上の適切な措置を講じること。

2 マイナンバー情報連携に係る情報照会について、具体的な事務処理マニュアルを早急に提供するとともに、情報照会を抜本的に見直すまでは、関係機関への文書による照会が継続できるよう、各地方公共団体に文書で周知すること。

また、マイナンバー制度に係る標準システムの改修及び医療保険者等向け中間サーバーの運用にあたって、広域連合に財政負担が生じているため、必要な国庫補助を拡充するとともに、広域連合にその作業負担が発生しないような仕組みとすること。

3 後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営が可能となるよう、地方公共団体や保険者等関係団体の意見を十分聴取し、定率国庫負担割合の増加や国の責任ある財政支援を拡充する等、十分な措置を講じること。

また後期高齢者の保険料負担が急激に増加しないよう、財政安定化基金を保険料の増加抑制のために引き続き活用できる仕組みとして恒久化する等、制度の安定化を図ること。

4 保険料の軽減特例の見直しについて、以下の措置を講じること。

① 均等割の軽減特例が見直される9割軽減対象者の中には、年金不受給者や課税世帯に属する者も含まれ、年金生活者支援給付金の支給を受けられない者が存在するため、国による救済措置を講じること。

② 元被扶養者に対する所得割額の賦課については、「賦課開始時期を引き続き検討する。」とされているが、実施される場合は、低所得者等の生活に大きな影響を与えるものであるため、現行制度を継続すること。

また、保険料の軽減判定を行うための所得の算定方法については、税法上の所得をそのまま引用できるよう、制度面及び法制面での課題を早急に解決し、早期の政令改正を行うこと。

5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を進めるにあたり、令和2年度から本格実施するうえで欠かせない指針・ガイドライン等をできる限り早期に示すとともに、市町村では事業実施に伴い人員不足や財源不足が考えられることから、人員確保や財政支援等、きめ細かい対応を行うこと。

6 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した被保険者等の支援に要する費用については、その全額を国による財政支援を継続すること。  
また、大規模災害に伴い各広域連合が実施する保険料減免や収納率低下に伴う保険料減収分についても、財政支援を行うこと。

7 後期高齢者医療制度の周知・広報に係る所要の経費について、国の助成制度を創設すること。

また、制度改正を伴うものについて、各制度の担当部局と十分調整いただき、わかりやすく丁寧な周知・広報を積極的に講じるとともに、実施方法及び実施時期を各広域連合へ早期提示すること。

8 後期高齢者の窓口負担のあり方については、「団塊の世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から後期高齢者の窓口負担のあり方について検討する」とされているが、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持を基本とし、検討を慎重に進めること。

しかしながら、やむを得ず窓口負担の変更を実施する場合は、被保険者に対し、十分な周知期間を設け、国による丁寧な説明を行うとともに、各広域連合に対して速やかに情報提供すること。

以上

令和元年6月12日

厚生労働大臣 根本 匠 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会  
会長 横尾 俊彦

